

山武市木造住宅耐震診断補助制度のご案内

山武市では、地震時における木造住宅の安全性を確保し安全で災害に強いまちづくりの実現のため、平成12年5月31日以前に着工された木造戸建て住宅について耐震診断を実施する場合、耐震診断に要する費用の一部を補助しています。

1 補助対象住宅

次のいずれにも該当する木造住宅であること

- ① 山武市内に現に存在していること
- ② 一戸建て住宅及び併用住宅（延べ面積の2分の1以上が居住部分）であること
- ③ 柱、はりその他の主要構造部が在来軸組構法によって建築されたもの
- ④ 平成12年5月31日以前に着工されたこと
- ⑤ 地上階数が2以下であること

2 補助対象者

山武市の住民基本台帳に登録されている者で、次のいずれにも該当すること

- ① 補助対象住宅に自ら居住し所有していること または
補助対象住宅に居住し、当該住宅の所有者から耐震診断の承諾を得ていること
- ② 市税等を滞納していないこと
- ③ 以前にこの補助金の交付を受けていないこと

3 耐震診断士の要件

次のいずれにも該当すること

- ① （一社）千葉県建築士会又は（公社）千葉県建築士事務所協会に所属する会員であること
- ② 千葉県が開催する千葉県既存建築物耐震診断・改修講習会（木造）講習修了者名簿に登録された者であること（市備え付け名簿で確認することができます）

4 耐震診断の方法

「木造住宅の耐震診断と補強方法（改訂版）」（（財）日本建築防災協会発行）に基づき行う、一般診断法又は精密診断法による耐震診断であること。

なお、昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着工されたものについては、新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法により、耐震性の確認をするものとする。

5 補助金の額

耐震診断に要した費用の3分の2以内の額（補助限度額 6万円）

6 申請受付期限

補助金の交付を受けようとする年度の12月末日まで



裏面へ続く

7 補助金の交付申請

- ・補助金の交付を受ける際には、契約及び耐震診断を行う前に交付申請が必要になります。
- ・補助金交付申請書の提出後、市で内容を審査し、その後申請者へ交付決定の通知を行います。
交付申請から補助金の交付決定まで審査期間を要するため、余裕を持った計画を立ててください。
- ・契約及び耐震診断は補助金交付の可否の決定までお待ちください。
- ・交付決定通知の前に契約及び耐震診断を行った場合には、補助金の交付を受けられませんので
ご注意ください。

8 問い合わせ先

山武市役所 建設環境部 都市整備課 都市計画係

☎ 0475（80）1191